

南伊勢町建設工事設計変更要領

令和元年7月1日

告示第51号

(目的)

第1条 この告示は、本来、建設工事は当初の設計図書に基づいて施工すべきものであるが、やむを得ない事情により契約図書と差異が生じ、設計変更並びにそれに伴う変更契約等を行うに当たり必要な事項を定め、もって適正な業務の執行を確保することを目的とする。

(適用)

第2条 この告示は、南伊勢町が発注する建設工事(建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第1項に規定する建設工事並びに測量、調査、設計及び製造をいう。)に適用する。ただし、南伊勢町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成17年南伊勢町条例第57号)に規定する工事又は製造には適用しない。

(定義)

第3条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 設計変更 当初の契約における設計図書を、発注者が指示等をした内容及び設計図書の変更の対象となることを認めた内容に基づき、発注者が変更することをいう(第4条第1項)。
- (2) 変更契約 設計変更等に伴う請負代金額の変更又は工期の変更の決定に基づき、契約の変更を行うことをいう(建設工事契約書第23条から第25条まで及び第56条のうち公共工事設計労務単価に係る特例措置並びに設計業務等委託契約書第24条、第25条及び第51条のうち設計業務委託等技術者単価に係る特例措置)。
- (3) 追加工事 工事区間内で工事目的を追加して施工すること及び工事区間外に延長して工事を追加することをいう。
- (4) 指名審査会 南伊勢町指名審査会をいう。

(設計変更の適用基準)

第4条 設計変更が適用できる基準は、次の各号に定めるところによる。ただし、設計変更は、やむを得ないものに限るものとする。

- (1) 建設工事請負契約書第8条、第15条、第17条から第22条まで、第30条、第43条及び第56条の規定に基づくもの
 - (2) 設計業務等委託契約書第8条、第17条から第23条まで、第30条、第39条及び第51条の規定に基づくもの
- 2 追加工事は、原則として別途契約とする。ただし、現に契約中の建設工事の目的、効用を著しく変えることなく、かつ、当該建設工事と分離して契約することが不適切な場合は、設計変更で処理してやむを得ないものとする。

(設計変更の範囲)

第5条 設計変更により処理できる範囲は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

(1) 設計変更により増額される金額が当初請負代金額の30パーセント未満かつ3,000万円未満の増額の場合。ただし、当初請負代金額の30パーセント相当額が100万円に満たない場合は、100万円まで増額できる。

(2) 前号の範囲を超える場合であって、現に契約中の建設工事と分離して施工することが困難な場合で町長と協議が整ったとき。

(3) 用地測量、地質・土質調査及び建物・工損調査については、やむを得ない理由がある場合には、第1号及び次条第3項の規定は適用しない。

(4) 設計変更により減額する場合

2 前項に定めるもののほかは、原則として別途契約とする。

(変更契約の手続)

第6条 設計変更が生じたときは、その都度、遅滞なく変更契約を行うものとする。

2 前項の処理を行う場合は、工事変更契約協議書により行う。

3 当初請負代金額の30パーセント以上又は2,000万円以上の増額変更を行おうとする場合は、変更契約(追加工事)施行伺い(別記様式)により指名審査会にその適否を諮るものとする。ただし、当初請負代金額の30パーセント相当額が100万円に満たない場合は、除くものとする。

4 前項において、建設工事契約書第25条及び第56条のうち公共工事設計労務単価に係る特例措置及び設計業務等委託契約書第51条のうち設計業務委託等技術者単価に係る特例措置については、対象外とする。

(軽微な設計変更)

第7条 設計変更のうち軽微なもの(以下「軽微な設計変更」という。)については、前条第1項の規定にかかわらず、次項の範囲内において、変更契約を工期末(債務負担行為に基づく建設工事にあつては各会計年度末及び工期末)までにまとめて行うことができる。

2 前項の「軽微な設計変更」とは、当該建設工事の基本的な内容に重大な影響を及ぼさないもので、変更見込金額又は変更見込金額の合計額が、当初請負代金額(この項において、当該軽微な設計変更までに変更契約を締結している場合は、「当初請負代金額」とあるのは「直近の変更請負代金額」と読み替える。)の10パーセント未満かつ1,000万円未満の場合とする。ただし、当初請負代金額の10パーセント相当額が100万円に満たない場合は、100万円までとすることができる。

3 工期の変更は、軽微な設計変更の対象外とする。

(設計変更による追加工事)

第8条 第4条第2項ただし書の規定により、やむを得ず設計変更により追加工事を行おうとする場合で、追加工事に係る工事費の合計が130万円以上の場合は、変更契約(追加工事)施行伺い(別記様式)により

指名審査会にその適否を諮る。

(変更請負代金の算定)

第9条 変更請負代金額は、変更設計額に当初請負比率を乗じて算定する。

(設計変更図書の作成)

第10条 設計変更に伴う設計変更図書の作成については、次の各号による。

(1) 次の図書は二段書きとし、上段は旧、下段は新とする。なお、赤黒対照としない。

- ア 工事変更設計書
- イ 総括情報表
- ウ 設計内訳表
- エ 明細表

(2) 次の図書は一段書きとし、新のみとする。

- ア 施行単価表
- イ 図面

(3) 変更設計書には変更理由書を添付し、変更理由は次の順序に箇条書により記載するものとする。

- ア 大きい構造の変更理由及び処置
- イ 大きい数量の変更理由及び処置
- ウ 工期延長等の理由
- エ さ細な構造及び数量の変更理由

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和元年7月1日以降の契約に係るもの及び設計変更手続を行うものから適用する。

(南伊勢町建設工事設計変更要領の廃止)

2 南伊勢町建設工事設計変更要領(平成17年10月1日)は、令和元年7月1日以降廃止する。

別記様式(第6条、第8条関係)

変更契約（追加工事）施行伺い

下記の建設工事において、南伊勢町建設工事設計変更要領第6条第3項の規定に該当する増額変更又は第4条第2項ただし書の規定に該当する工事で同要領第8条に規定する追加工事を施行したいので、理由を添えて伺います。

年 月 日
 ○○課長
 印

記

伺いの理由 (どちらかに○)		増額 ・ 追加
工事（業務）名		
工事（業務）場所		度会郡南伊勢町 地内
工期 (履行期限)	当初	
	変更	
受注者		
当初請負代金額		
変更請負代金額		
うち追加工事分		
<u>設計変更又は追加工事の内容</u>		
<u>施行理由</u>		

※施行理由には別途契約できない理由も記載すること。

※設計額及び請負代金額は、建設工事契約書第25条及び第56条の規定のうち公共工事設計労務単価に係る特例措置及び設計業務等委託契約書第51条の規定のうち設計業務委託等技術者単価に係る特例措置に係るものを除く。

※当様式で定める事項について追加事項が必要となった場合は、事項を追加することができるものとする。

副町長	総務課長	環境生活課長	管財契約課長	水産農林課長	建設課長	上下水道課長